

(別紙 2)

企画提案書等作成要領

1 目的

本要領は、かみいち総合病院臨床検査業務委託企画提案を実施するに当たり、参加事業者が提出する企画提案書及び概算見積書の作成について、必要な事項を定めるものとする。

2 企画提案書の作成について

次の資料について、A 4 版縦形式又は横形式で作成すること。必要により A 3 版折込みも可とする。

(1) 共通事項

企画提案書作成に当たっての全般的な留意事項は、次のとおりとする。

ア 別紙 1 「かみいち総合病院臨床検査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)は、当院が臨床検査業務について求める要件を定めたものであるため、本企画提案に参加予定の事業者は、それらの趣旨を十分に踏まえて記述すること。記述漏れ等不備のある企画提案書等の提出があった場合は、当該提案書の適正な評価ができないため、当該提案書を提出した者の参加は、無効とすることがあるので十分に留意すること。

イ 仕様書に示した要件以外で有効と思われる提案があれば、記載すること。

ウ 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにするなど、簡潔かつ明瞭に記述すること。

エ 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述するほか、必要に応じて注釈を付記すること。

オ 特にページ数の制限は、設けない。

カ 本文で使用する文字のフォントは、図面や表を除き、12 ポイント以上とすること。

キ 作成部数は、正本(原本) 1 部、副本(写し) 7 部とすること。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。

ク 正本(原本)は、ホチキス留めせずにクリップ等で留めること。

ケ 副本(写し)は、1 部ごとに左側 1 か所をホチキスで留めること。

コ 企画提案書は、1 事業者につき 1 つとする。

サ 要求した内容以外の書類等については、受理しない。

シ 実施要領や仕様書で示した条件に適合しない場合は、無効とする。

(2) 企画提案書の内容

企画提案書に記載する内容は、次のとおりとする。各項目において、自社の優れた点や強み(特色や独自性)を発揮できるポイントがあれば記載することとするが、仕様書による業務内容に沿った提案を行うこと。

ア 人員配置等計画

仕様書に基づくほか、検査の精度を確保することができるよう配置人数、経験年数、休日の体制等を記載しなければならないこと。

また、社内独自の社員教育、研修体制があれば記載すること。

イ 機器設置計画

仕様書に基づくほか、検査の精度を確保することができる機器でなければならないこと。

臨床検査システムについても仕様書に基づくほか、システム構成図を明記すること。なお、現行のシステムメーカーから変更する場合は、データ移行機能や電子カルテとの連携についても記載すること。

ウ 業務運営計画

品質・精度管理を維持向上させるための取組や検査対応の迅速性などについて記載すること。

エ 非常時対応計画

院内機器の故障、急な欠員の発生、大規模災害発生時における対応等について具体的に記載すること。

また、今後の新種の感染症発生時の迅速な検査体制についても記載すること。

オ 稼働スケジュール

検査業務に支障を来さないよう機器調達、配置準備、搬入等を含めたスケジュールを立案し、記載すること。

カ 収益向上等への貢献策

仕様書の範囲内での提案となるが、臨床検査業務の収益向上等につながる具体的な提案を記載すること。

(3) その他

ア 人員配置等計画、機器設置計画及び非常時対応計画の内容が仕様書の最低要件を満たさないと判断した場合は、見積額の高低にかかわらず失格とするので注意すること。

3 概算見積書の作成について

(1) 概算見積書の算出について

概算見積書の額は、次に掲げる項目について、5年間に要する費用を合計した額とすること。

なお、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税率により算出された額（以下「消費税額」という。）及び当該消費税額を課税標準とした額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額（これらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）については、別に記載するものとする。

また、積算根拠に掲げる経費区分は、次の例によること。

ア 院内検査

人件費（給与、賃金、諸手当、社会保険料、引当金、保健衛生費、福利厚生費等）、機器・システムの設置管理費（購入費、賃借料、保守費等）、検査費（試薬、補助材料その他消耗品費等）、運営諸経費（事務用経費、通信運搬費等）、その他

イ 院外検査

1年に実施した検査項目それぞれの件数に5を乗じ、当該検査項目それぞれの単価を乗じて得た額を合計した額。ただし、見積額の積算に当たっては、仕様書2の(6)に掲げる令和4年度の検査の実績件数を使用して算出することとする。

(2) 概算見積書の算出に当たっての留意事項

ア 機器の設置・維持に要する費用については、仕様書2の(13)に掲げる検査機器の種別及び台数について、全て新規機種への入替とした場合の価格に基づいて算出すること。なお、この内容は、本作成要領2の(2)のイの機器設置計画と連動させること。

イ 5年間の長期継続契約を行うことを前提に算出すること。

ウ 概算見積書の別様式（様式6－1 内訳書）には、院内検査、院外検査及び合計額の委託料率を算出し記載すること。

エ 概算見積書提出までの間は、契約担当者との電話接触及び対面接触を行ってはならないこと。

オ 概算見積書は、提案内容評価の参考として利用するものであり、必ずしも契約金額とはならないため、留意すること。